

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人成蹊会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市下本山町432番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成11年8月26日

- (4) 設立登記年月日 平成11年9月1日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	有吉 中	佐世保北病院管理者
理 事	有吉 征子	副理事長
同	有吉 玲	
同	有吉 琳	
同	有吉 功	
同	鍋山 豊久	佐世保駅前メンタルクリニック管理者
同	渡邊 保夫	事務長
監 事	梅田 久和	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	佐世保北病院	長崎県佐世保市下本山町432番地1	精神病床 123床
診療所	佐世保駅前メンタルクリニック	佐世保市白南風町1-16	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月5日	決算の承認
〃	クリニック開設の件
〃	定時社員総会開催月の変更の件
〃	クリニック開設に伴う定款一部変更に関する件
〃	理事選任の件
〃	理事報酬月額の内

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和5年9月14日開設 佐世保駅前メンタルクリニック

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(7) そ の 他

無し

法人名 医療法人成蹊会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市下本山町432番地1

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	190,817	I 流 動 負 債	35,293
現金及び預金	43,049	支払手形	-
事業未収金	132,182	買掛金	-
有価証券	-	短期借入金	-
たな卸資産	4,464	未払金	26,848
前渡金	-	未払費用	-
前払費用	1,241	未払法人税等	141
繰延税金資産	-	未払消費税等	795
その他の流動資産	9,881	繰延税金負債	-
II 固 定 資 産	476,302	前受金	-
1 有 形 固 定 資 産	467,808	預り金	7,509
建物	222,158	前受収益	-
構築物	1,278	その他の流動負債	-
医療用器械備品	13,660	II 固 定 負 債	412,000
その他の器械備品	4,256	医療機関債	-
車両及び船舶	11,758	長期借入金	412,000
土地	214,698	繰延税金負債	-
建設仮勘定	-	その他の固定負債	-
その他の有形固定資産	-	負債合計	447,293
2 無 形 固 定 資 産	4,650	純 資 産 の 部	
借地権	-	科 目	金 額
ソフトウェア	3,195	I 出 資 金	2,500
その他の無形固定資産	1,455	II 積 立 金	217,326
3 そ の 他 の 資 産	3,844	繰越利益剰余金	217,326
有価証券	-	III 評価・換算差額等	-
長期貸付金	-	その他有価証券評価差額金	-
役員等長期貸付金	-	繰延ヘッジ損益	-
長期前払費用	1,333	純 資 産 合 計	219,826
繰延税金資産	-	負債・純資産合計	667,119
その他の固定資産	2,511		
資 産 合 計	667,119		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人成蹊会
所在地 長崎県佐世保市下本山町 4 3 2 番地 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		783,847
2 事業費用		
(1) 事業費	736,392	736,392
事業利益		47,455
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	20,415	20,416
III 事業外費用		
支払利息	2,986	
その他の事業外費用	9,381	12,367
経常利益		55,504
IV 特別利益		
固定資産売却益	7,811	
その他の特別利益	7,755	15,566
V 特別損失		
固定資産売却損	709	
その他の特別損失	7,755	8,464
税引前当期純利益		62,606
法人税・住民税及び事業税	149	
法人税等調整額	-	149
当期純利益		62,457

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人成蹊会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市下本山町 4 3 2 番地 1

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	667,119 千円
2. 負 債 額	447,293 千円
3. 純 資 産 額	219,826 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	190,817
B 固 定 資 産	476,302
C 資 産 合 計 (A + B)	667,119
D 負 債 合 計	447,293
E 純 資 産 (C - D)	219,826

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人成蹊会

理事長 有吉 中 殿

私は、医療法人成蹊会の令和 5 年度会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 4 日

医療法人成蹊会
監事 梅田 久和

